

線量限度		国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と国内法令の比較			
		職業被ばく		公衆被ばく	
mSv：ミリシーベルト		国際放射線防護委員会（ICRP）	放射線障害の防止に関する法令（日本）	国際放射線防護委員会（ICRP）	放射線障害の防止に関する法令（日本）
実効線量の線量限度		定められた5年間の平均が20mSv いかなる1年も50mSvを超えてはならない（※1）	定められた5年間の平均が20mSv いかなる1年も50mSvを超えてはならない（※3）	1 mSv/年（例外的に5年間の平均が年当たり1 mSvを超えなければ、半一年に限度を超えることが許される場合がある）（※1）	線量限度の規定はない（事業所境界の線量限度、排気排水の基準は1 mSv/年を基に設定している）（※3）
線量限度の等価線量	眼の水晶体	5年間の平均で20mSv/年、かつ、いずれの1年においても50mSvを超えてはならない（※2）	5年間の平均で20mSv/年、かつ、いずれの1年においても50mSvを超えてはならない（※3）	15mSv/年（※1）	—
	皮膚	500mSv/年（※1）	500mSv/年（※3）	50mSv/年（※1）	—
	手先、足先	500mSv/年（※1）	—	—	—
職業人（女子の場合）の線量限度		妊娠の申告後、残りの妊娠期間に胚／胎児への実効線量が1 mSvを超えてはならない（※1）	5 mSv/3か月 妊娠の事実を知った後、出産まで、腹部表面の等価線量限度2 mSv、内部被ばく1 mSv（※3）	—	—

出典 ※1：国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告
 ※2：ICRP Publication 118「組織反応に関するICRP声明・正常な組織・臓器における放射線の早期影響と晩発影響－放射線防護の視点から見た組織反応のしきい線量－」
 ※3：放射線障害の防止に関する法令（2023年12月時点）

より作成

日本の現行法令には、まだ、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告の取り入れは完了していませんが、線量限度については、2007年勧告と1990年勧告に大きな違いはないため、ほぼ2007年勧告と合致しています。なお、職業人女性の線量限度（5ミリシーベルト/3か月）のように、日本特有の線量限度も存在します。

計画被ばく状況における職業被ばくに関する眼の水晶体の等価線量限度については、2011年にICRPの「組織反応に関するICRP声明」（ソウル声明、ICRP Statement on Tissue Reactions）において勧告がなされています。これを踏まえて、日本では2018年に放射線審議会が「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」を取りまとめ、関係行政機関に対し意見具申を行い、2021年には全ての関連法令（電離放射線障害防止規則等）が改正されました。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2024年3月31日